

政統発0518第1号
令和3年5月18日

都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)
(公印省略)

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令の施行等について（施行通知）

毎月勤労統計調査（以下「本調査」という。）の実施については、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を全国及び都道府県別に明らかにすることを目的とする統計調査として、全国調査及び地方調査は毎月、特別調査は毎年実施しています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、本調査の円滑な遂行に資するよう、

- ・全国調査及び地方調査について、オンラインによる報告を行うに当たり、事業者による事前の厚生労働大臣への届出を不要とすること
- ・特別調査について、天災事変その他やむを得ない理由のため、調査員調査が困難である場合は、郵送又はオンラインによる報告を行うことを認めることを主な内容とする、毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第95号。以下「改正省令」という。）が本日、公布されました。

改正省令の趣旨及び概要並びに関連規程の取扱い等については下記のとおりですので、御了知願います。

記

1 改正の趣旨及び概要

(1) 趣旨

- ・全国調査及び地方調査については、オンラインによる報告を行うことを

認めている。しかし、オンラインによる報告を行うに当たっては、事業主等があらかじめ事業所名その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に届け出る必要があり、この手続が事業主等の負担になっていること

- ・ また、特別調査については、郵送又はオンラインによる報告を行うことを認めていない。しかし、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、特別調査の実施方法を見直す必要が生じていること

を踏まえ、毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号。以下「規則」という。）について所要の改正を行うもの。

（2）概要

- ① オンラインによる報告を行うに当たり、事業主による事前の厚生労働大臣への届出を不要とすることとする（規則第 17 条の 5 の改正）。
- ② 特別調査について、天災事変その他やむを得ない理由のため、調査員調査が困難である場合は、郵送又はオンラインによる報告を行うことを認めることとする（規則第 16 条第 4 項及び第 17 条の 2 第 2 項の改正）。
- ③ 改正省令は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、①の改正は、令和 3 年 7 月分調査について新たに指定した全国調査事業所及び地方調査事業所から適用し、この省令の公布の際現に指定を受けている又はこの省令の公布の日以後に令和 3 年 6 月分調査について新たに指定した全国調査及び地方調査については、引き続き届出を求めることとする。

また、改正省令による改正後の全国調査、地方調査及び特別調査の実施のために必要な事務は、改正省令の施行前においても行うことができることとする。

2 関連規程の取扱い

改正省令の施行に伴い、毎月勤労統計調査要綱を別紙 1 のとおり、毎月勤労統計調査事務処理基準を別紙 2 のとおり、それぞれ改正する。

3 その他

改正省令の施行に当たり、この通知のほかに詳細な取扱い等は、統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）から別途通知する。

(別紙1) 毎月勤労統計調査要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="495 312 775 339">毎月勤労統計調査要綱</p> <p data-bbox="638 405 1104 485">令和2年7月21日 (令和3年5月18日改正)</p> <p data-bbox="638 501 1104 580">厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策担当)</p> <p data-bbox="199 695 371 722">1～3 (略)</p> <p data-bbox="170 791 333 818">4 調査対象</p> <p data-bbox="199 839 412 866">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="215 938 376 965">(3) 特別調査</p> <p data-bbox="237 986 1104 1110">経済センサスの調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所(以下「特別調査事業所」という。)とする。</p> <p data-bbox="199 1182 371 1209">5～7 (略)</p> <p data-bbox="199 1278 360 1305">8 調査方法</p> <p data-bbox="226 1326 353 1353">(1) (略)</p> <p data-bbox="226 1374 389 1401">(2) 地方調査</p>	<p data-bbox="1464 312 1744 339">毎月勤労統計調査要綱</p> <p data-bbox="1606 405 2072 432">令和2年7月21日</p> <p data-bbox="1606 501 2072 580">厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策、<u>政策評価</u>担当)</p> <p data-bbox="1167 695 1339 722">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1160 791 1323 818">4 調査対象</p> <p data-bbox="1176 839 1388 866">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="1176 938 1337 965">(3) 特別調査</p> <p data-bbox="1198 986 2072 1066">経済センサスの調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。</p> <p data-bbox="1167 1182 1339 1209">5～7 (略)</p> <p data-bbox="1167 1278 1328 1305">8 調査方法</p> <p data-bbox="1193 1326 1321 1353">(1) (略)</p> <p data-bbox="1193 1374 1357 1401">(2) 地方調査</p>

ア 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存させ、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ただし、天災事変その他やむを得ない理由のため、統計調査員が調査票を作成する方法によることができない場合には、地方調査第二種事業所の事業主が、都道府県知事又は統計調査員が当該事業主に配布する様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存させ、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出することにより調査を行うことができる。

イ・ウ （略）

(3) 特別調査

ア 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。

ただし、天災事変その他やむを得ない理由のため、統計調査員が調査票を作成する方法によることができない場合、特別調査事業所の事業主は、都道府県知事又は統計調査員が当該事業主に配布する様式第5号の調査票を1部作成し、9月10日までに都道府県知事に提出することにより調査を行うことができる。

また、この場合、当該報告に代えて、厚生労働省の使用に係る電

ア 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存させ、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ただし、天災事変その他やむを得ない理由のため、統計調査員が調査票を作成する方法によることができない場合には、地方調査第二種事業所の事業主が、都道府県知事又は統計調査員が当該事業主に配布する様式第4号の調査票を2部作成し、調査月の翌月の10日までに1部を都道府県知事に提出することにより調査を行うことができる。

イ・ウ （略）

(3) 特別調査

ア 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。

子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

これにより報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

イ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、アの電子情報処理組織の使用に係る規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

9 (略)

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行う。

(2) (略)

11・12 (略)

イ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これをとりまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 (略)

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行う。

(2) (略)

11・12 (略)

(別紙2) 毎月勤労統計調査 事務処理基準 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">毎月勤労統計調査 事務処理基準</p> <p>(略)</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 特別調査に関する事務の処理に当たっての基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 調査票等の提出及び保存</p> <p>(1) 調査票等の提出</p> <p>都道府県は、点検及び審査が完了した調査票、事業所要計表及び事業所名簿を別途通知する所定の期日までに厚生労働省あて提出する。</p> <p>調査票は、調査区別に事業所一連番号順にそろえ、当該調査区の事業所要計表を一番上にしてこれを調査区番号順にそろえ提出する。</p> <p>送付の際は、送付する調査票の内訳を示す表を提出書類に添付する。</p> <p><u>ただし、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により報告された調査票は、都道府県が審査を終了したときに調査票が厚生労働省に提出されたものとみなす。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">毎月勤労統計調査 事務処理基準</p> <p>(略)</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 特別調査に関する事務の処理に当たっての基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 調査票等の提出及び保存</p> <p>(1) 調査票等の提出</p> <p>都道府県は、点検及び審査が完了した調査票、事業所要計表及び事業所名簿を別途通知する所定の期日までに厚生労働省あて提出する。</p> <p>調査票は、調査区別に事業所一連番号順にそろえ、当該調査区の事業所要計表を一番上にしてこれを調査区番号順にそろえ提出する。</p> <p>送付の際は、送付する調査票の内訳を示す表を提出書類に添付する。</p> <p>(2) (略)</p>

4 調査員調査の実施が困難な場合の調査方法

天災事変その他やむを得ない理由のため、事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）が、毎月勤労統計調査員の質問に対して報告することができない場合は、2(1)にかかわらず、都道府県又は毎月勤労統計調査員が調査票用紙等を特別調査対象事業所へ配布し、特別調査対象事業主が調査票を都道府県に郵送することにより調査を行うことができる。

また、この場合、当該報告に代えて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県に到達したものとみなす。

都道府県は、厚生労働省が求めた場合には、調査員調査によることができず調査票用紙等を配布した事業所、当該事業所への調査方法及び調査員調査によることができなかつた理由等について、厚生労働省に報告するものとする。

IV (略)

V 地方調査の集計及び公表に関する事務の処理に当たつての基準

1 集計

地方調査（厚生労働省が直接指定書を交付する事業所分を含む。以下Vにおいて同じ。）の実数集計並びに指数の作成及び改訂については、別途政策統括官（統計・情報政策担

IV (略)

V 地方調査の集計及び公表に関する事務の処理に当たつての基準

1 集計

地方調査（厚生労働省が直接指定書を交付する事業所分を含む。以下Vにおいて同じ。）の実数集計並びに指数の作成及び改訂については、別途政策統括官（統計・情報政策、

当) の定めるところにより行う。

2 結果原表の作成、提出及び保存

都道府県は、集計結果を用いて政策統括官(統計・情報政策担当)が定める様式により結果原表を作成する。

(略)

政策評価担当) の定めるところにより行う。

2 結果原表の作成、提出及び保存

都道府県は、集計結果を用いて政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)が定める様式により結果原表を作成する。

(略)